

概要版

# 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

成年後見制度利用促進基本計画

令和3年度～令和5年度



# 1. 基本理念

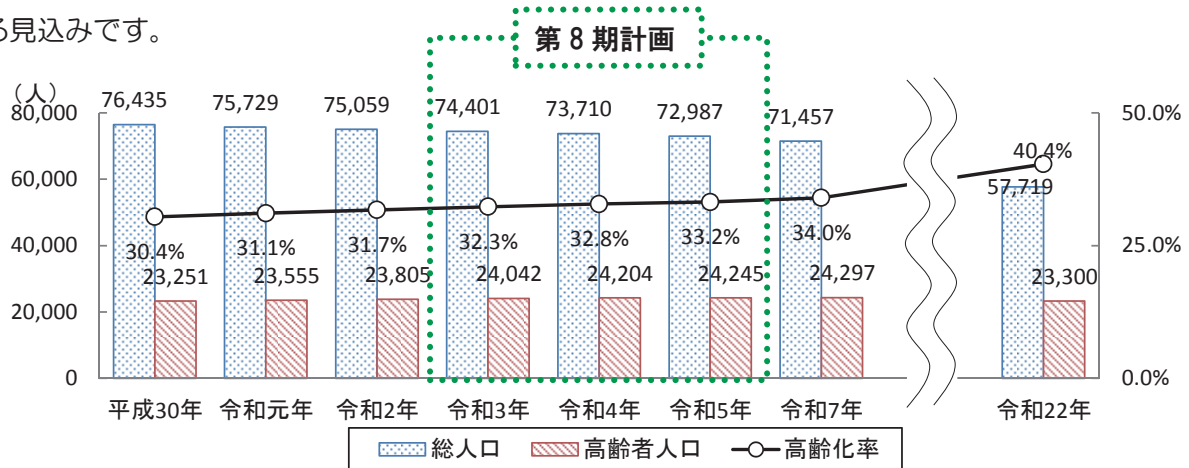
## 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり

基本理念に基づき、地域全体で支え合い、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができる地域の実現を目指します。

# 2. 高齢者の現状と推計

### 高齢者人口と高齢化率

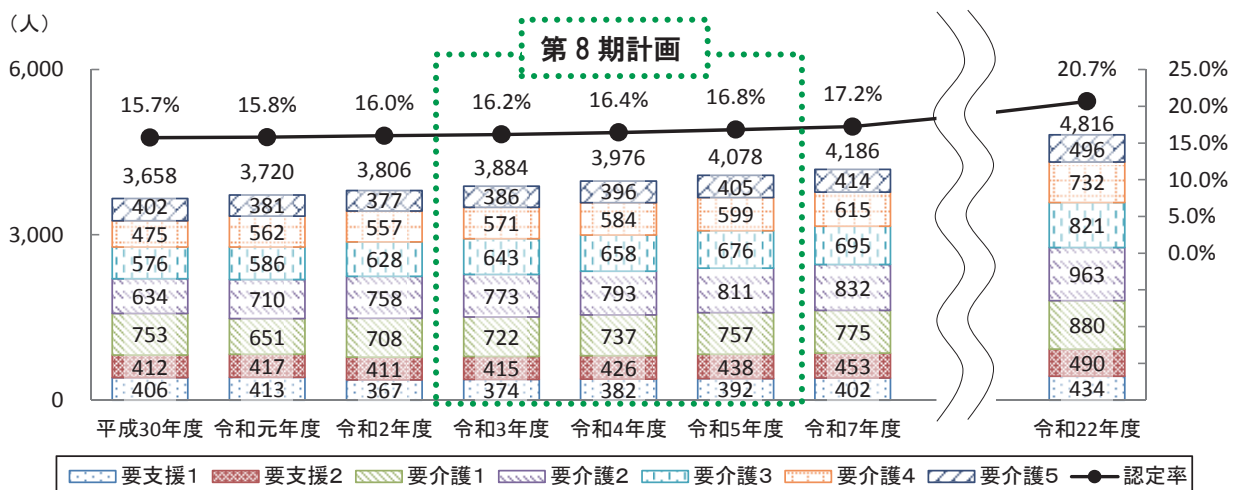
本市の総人口は減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口割合）は、令和5年には33.2%、令和22年には40.4%に達する見込みです。



出所：令和2年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）、令和3年以降は推計人口

### 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数も、高齢者人口と同様に増加が見込まれています。令和5年度には4,078人となり、認定率は16.8%と想定されます。また、令和22年度には認定者数は4,816人、認定率は20.7%となる見込みです。



※第2号被保険者を含まない数値。

出所：見える化システム

## 3. 基本目標

### 【基本目標1】社会参加・生きがいつくりの推進

高齢者一人ひとりが、個性と能力を最大限に発揮し、地域や社会における役割を積極的に担い、活躍の機会がさらに広がるよう、社会参加や生きがいつくりを推進します。

### 【基本目標2】健康づくりと介護予防の推進

高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、健康で自立した生活の継続を推進します。また、高齢者の状態像に応じた、介護予防や要介護度の重度化防止のための事業を、介護予防・日常生活支援総合事業等で実施し、自立支援の推進を行います。

### 【基本目標3】地域包括ケアシステムの深化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能とすべく、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される地域包括ケアシステムをより一層、深化・推進していきます。

### 【基本目標4】質の高い介護サービスの基盤整備

介護が必要になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳を持って生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。また、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。さらに介護者支援として家族の負担軽減及び相談支援体制の充実にも取り組みます。

## 4. 施策の柱

基本目標の実現のため、アンケート調査や今後の人口推計及び市におけるサービス事業の現況を踏まえ、笠間市が重点的に取り組むべき2つの施策の柱を設定します。この柱のもとに重点課題を掲げ、計画期間内においてその解決を目指すため、関連する重点事業の展開を図ります。

### 【施策の柱1】地域包括ケアシステムの推進

- (1) 介護予防の推進及び生活支援サービスの充実
- (2) 介護と医療の連携
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 認知症支援策の充実

### 【施策の柱2】介護保険の適正な運営

- (1) 適切なサービスの提供
- (2) サービスの質的向上
- (3) 介護人材の確保、定着、育成

### ◆地域包括ケアシステムの捉え方



出所：地域包括ケア研究会報告書

## 5. 施策体系

基本目標	施策項目	実施事業等
1. 社会参加・生きがいづくりの推進	就労	①シルバー人材センター助成事業 ②多世代が活躍する場の構築事業
	趣味・学習活動	①高齢者クラブ活動助成事業 ②地域交流センターの活用 ③いこいの家はなさかの活用 ④公民館事業 ⑤スポーツ教室
	地域社会との関わり	①高齢者の集いの場づくり <b>重点事業</b> ②敬老事業 ③ボランティア活動
2. 健康づくりと介護予防の推進	健康づくり事業	①健康教育・健康相談 ②健康診査・各種検診 ③訪問指導 ④予防接種
	介護予防・日常生活支援総合事業	①訪問介護相当サービス ②ふれあいサポート事業 ③通所介護相当サービス ④いきいき通所事業 ⑤ふれあいサロン事業 <b>重点事業</b> ⑥元気すこやか教室事業 ⑦介護予防ケアマネジメント事業 ⑧その他生活支援事業
	一般介護予防事業	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 <b>重点事業</b> ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
3. 地域包括ケアシステムの深化	多様な福祉サービス	①在宅福祉サービス事業 ②生活管理指導短期宿泊事業 ③入所措置事業 ④デマンドタクシーかさま運行事業 ⑤不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋によるごみ出し支援事業 ⑥買い物弱者支援事業(移動スーパー) ⑦いばらき高齢者優待制度 ⑧いばらき身障者等用駐車場利用証制度
	安心・安全対策	①防犯パトロール・防犯カメラ ②災害時の要援護者避難協定・福祉避難所 ③消費生活センター ④高齢者見守り事業 <b>重点事業</b> ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・地域包括ケアシステムネットワーク(見守り協定) ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

基本目標	施策項目	実施事業等
3. 地域包括ケアシステムの深化	地域包括ケア体制の強化	①在宅医療推進事業 ②在宅訪問歯科保健事業 ③地域ケアシステム推進事業 ④地域包括支援センターの運営・機能強化 ・地域包括支援センターの運営 ・介護予防プラン作成事業 ・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・ケアマネジメントリーダー活動等支援 ・地域ケア会議の推進 ⑤在宅医療・介護連携の推進 ⑥生活支援体制整備事業の推進 ⑦成年後見制度利用促進支援事業
	認知症施策の推進	①認知症普及啓発の推進 <b>重点事業</b> ②認知症の状態に応じた支援の推進
	ICTの活用	①介護健診ネットワークシステム事業 ②GPSを活用した認知症高齢者見守り事業 ③オンライン相談・ウェブ会議の活用
4. 質の高い介護サービスの基盤整備	サービス体制	①介護認定調査 ②認定審査会（ペーパーレス、ウェブ会議の活用） ③相談窓口・苦情処理体制の充実 ④居宅サービスの提供 ⑤地域密着型サービスの提供 <b>重点事業</b> ⑥施設サービスの提供 <b>重点事業</b> ⑦居宅介護サービス事業所の指定
	質的向上	①介護支援専門員の研修 ②認定審査委員・調査員の研修 ③居宅系サービス事業所の指導 ④介護給付等費用適正化推進事業 <b>重点事業</b>
	介護者への支援や虐待防止対策の推進	①家族介護支援事業
	情報提供の充実	①サービス事業者連絡会議 ②広報・周知の充実

※  網掛けは地域支援事業



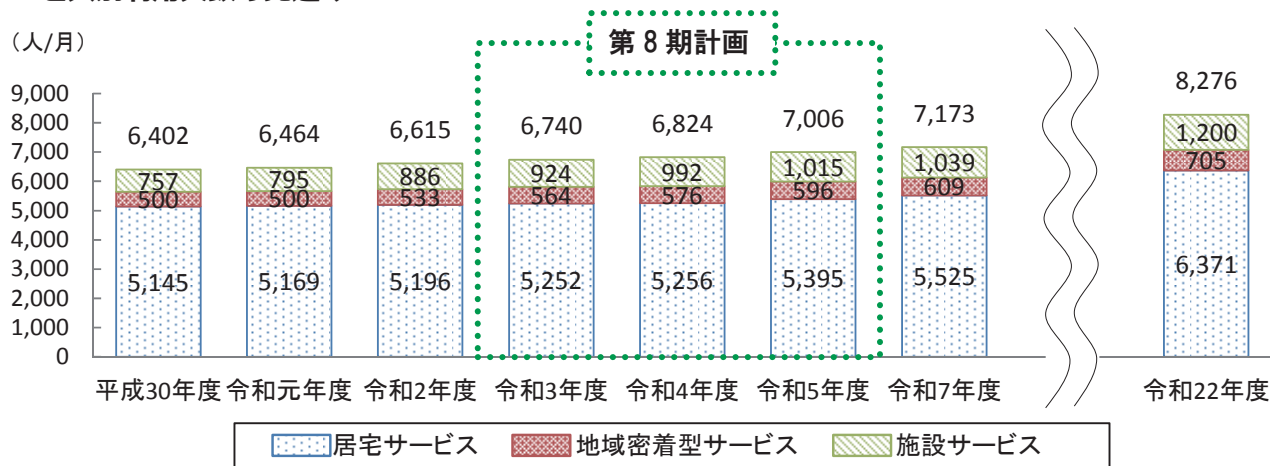
### 地域支援事業とは？

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

## 6. 介護サービス事業量の見込み

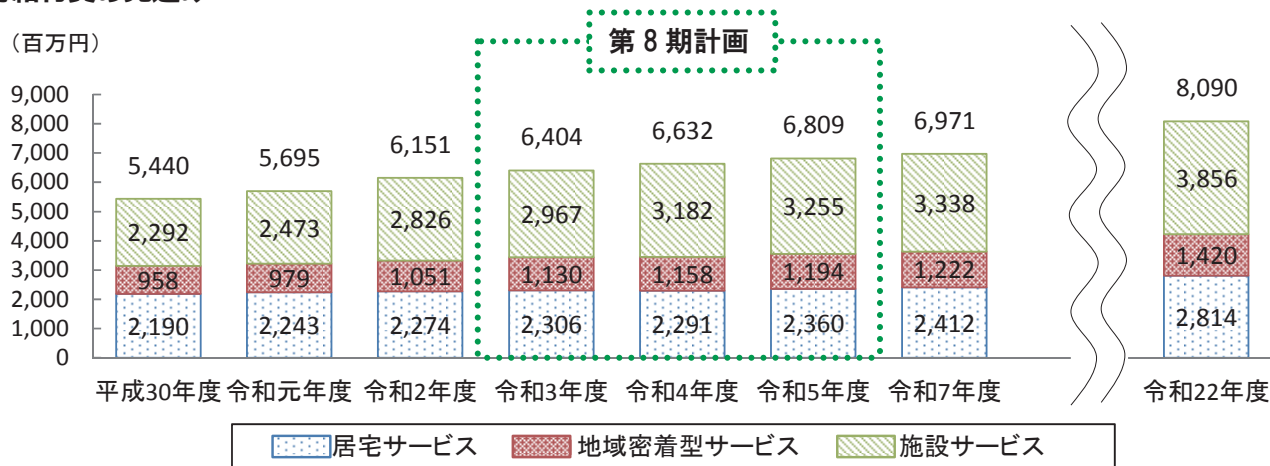
介護サービス事業量等の見込みについては、被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計結果などから、将来におけるサービスごとの利用者数、給付費について、今後の施設整備の予定などを踏まえ、以下のように見込んでいます。

### ○サービス別利用人数の見込み



出所：見える化システム

### ○総給付費の見込み



出所：見える化システム

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

#### 居宅サービス

訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、ショートステイ、住宅改修、福祉用具貸与・購入などが含まれ、在宅での生活を続けながら受ける介護サービスです。

#### 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護などが含まれ、可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう提供されるサービスです。

#### 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに入所して受ける介護サービスです。



## 7. 介護保険料

### 介護保険料の算定

第1号被保険者の保険料基準額は月額5,700円と算定しました。

なお、本市では、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第8期計画においても、国が示した保険料段階よりも課税層の所得段階を細分化し、全体として10段階設定としました。

段階	対象者		基準額に対する割合	介護保険料（円）	
				年額	月額
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護受給者	0.30	(18,720)	(1,560)
		世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者		20,520	1,710
		年金収入等80万円以下			
第2段階	本人が住民税非課税	年金収入等80万円超120万円以下	0.50	(31,200)	(2,600)
第3段階		年金収入等120万円超	0.70	(43,680)	(3,640)
第4段階		年金収入等80万円以下	0.90	(56,160)	(4,680)
<b>第5段階【基準額】</b>	本人が住民税非課税	年金収入等80万円超	<b>1.00</b>	<b>(62,400)</b>	<b>(5,200)</b>
第6段階		本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満	1.20	(74,880)
第7段階	本人が住民税課税	(合計所得金額120万円以上200万円未満) 合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	(81,120)	(6,760)
第8段階		(合計所得金額200万円以上300万円未満) 合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	(93,600)	(7,800)
第9段階		(合計所得金額300万円以上500万円未満) 合計所得金額320万円以上500万円未満	1.70	(106,080)	(8,840)
第10段階		合計所得金額500万円以上	1.80	(112,320)	(9,360)
				123,120	10,260

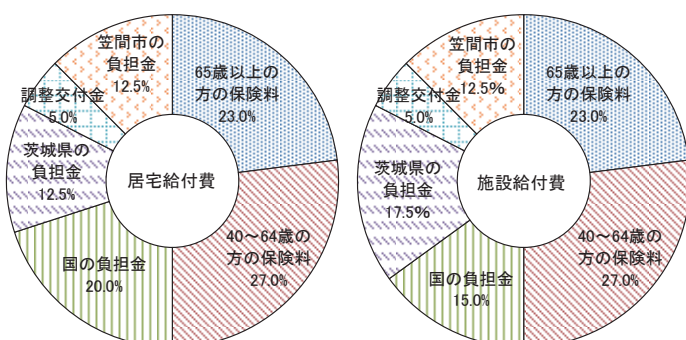
※対象者の上段（ ）は改定前の金額、介護保険料（円）年額・月額の上段（ ）は令和2年度のコレ

出所：見える化システム

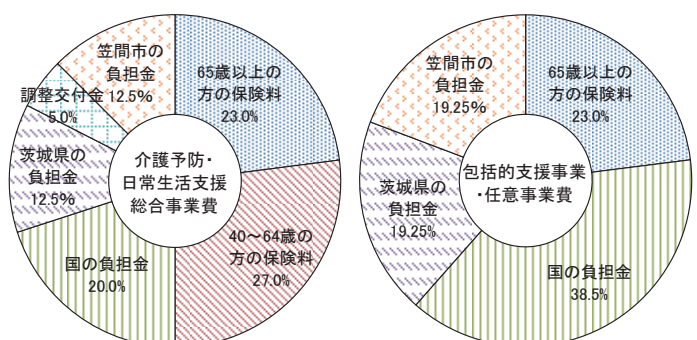
### 財源構成

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を国・県・市による公費で賄うことが基本となっています。第1号被保険者は給付費の23%を負担することになりますが、調整交付金の割合によって、負担割合は増減します。また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

#### 法定給付費



#### 地域支援事業費



## 8. 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度です。

成年後見制度は大きく分けると、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度は、本人に判断能力があるときに後見人を選出し、後見の内容を自分で決めることができます。また、法定後見制度は判断能力が低下した方のために「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて審判により類型が決定される制度です。



### 基本目標

#### 【基本目標1】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～中核機関の設置～

権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした中核機関を地域包括支援センターに設置し、家庭裁判所や専門職団体等の関係機関及び市民や地域との連携を図ることで、効果的に高齢者や障がいの者の成年後見制度利用を促進します。

市民一人ひとりの権利擁護を積極的に推進することで、適切に本人の財産管理や契約行為等が行われるよう体制を整備します。

#### 【基本目標2】利用者がメリットを実感できる制度の運用

制度利用者が、本人の意思決定をもとに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう環境整備を行います。

また、笠間市地域包括ケアシステムネットワークを活用し、成年後見制度の利用が必要な市民の早期把握と早期支援によって、適切に本人の権利擁護支援をおこないます。

#### 【基本目標3】適切な制度利用と後見活動の実現

福祉関係者や市民等に向けて、成年後見制度の周知や啓発を行い、制度利用の必要な方を早期に把握し成年後見制度の利用につなげます。

養成された市民後見人に対し、資質の向上を図るため、フォローアップ研修を実施するなど、地域で信頼される後見活動ができるよう支援します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画は、市役所高齢福祉課、各支所福祉課、各図書館で閲覧できるほか、市のホームページ（<http://www.city.kasama.lg.jp/index.html>）でもご覧いただけます。



お問い合わせ先  
笠間市保健福祉部 高齢福祉課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101（本所）0296-78-5871（包括支援センター）

0296-72-1111（笠間支所）0299-37-6611（岩間支所）